

公害苦情処理を通して感じること

福井県越前市環境農林部環境政策課主事

すずき まさき
鈴木 正樹



福井県のほぼ中央に位置する越前市は、平成17年に^{たけふし}武生市と^{いまだてちょう}今立町が合併した人口約8万人の豊かな自然環境に恵まれた製造品出荷額が県内1位のモノづくりのまちです。本市は、東部を越前中央山脈、西部を^{にう}丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる^{ひのさん}日野山などの400～700m級の山々に囲まれており、その中央に^{たけふ}武生盆地が開け、^{ひのがわ}日野川が南北に貫流しています。市域面積から道路や河川を除いた面積のうち、約65%を山林と田で占めており、豊かな里地里山が存在しています。豊かな自然の象徴として、環境省によるレッドデータリストの「絶滅危惧ⅠA類」に指定されたコウノトリも生息しており、生物多様性や自然再生のシンボルとして掲げ、自然や生きものと共生しています。近年では、脱炭素化への取組にも力を入れており、全国でも例がない現役小学校の使わなくなったプールに太陽光パネルを設置するなど環境に優しい越前市を目指して市内外に積極的にPRしています。



市の鳥「コウノトリ」

また、本市は古くから産業のまちとして発展し、現在も越前和紙、越前^{えちぜんうちもの}打刃物、越前^{たんす}箆笥などの伝統産業や電子部品などの先端技術産業などの幅広い産業が集積しています。令和6年3月には北陸新幹線金沢・敦賀間の延伸に伴い「越前たけふ駅」が開業し、東京駅から約2時間30分と首都圏からもアクセスしやすくなった越前市に是非、足を運んでみてください。



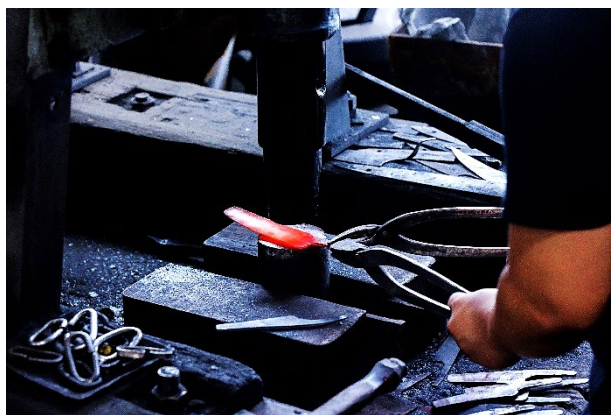
現役小学校のプールに設置された太陽光パネル

さて、本市での公害苦情相談等は環境農林部環境政策課で対応しています。典型7公害の騒音や悪臭等の相談は、年間60件程度寄せられています。私は今年4月に市役所へ入庁し、公害苦情処理業務に従事していますが、入庁当初には苦情処理は法令に従って誤った行為を適正に指導するような、型に嵌った対応で解決できるはずと考えていました。しかし、実際に公害苦情処理を行ってみるとほとんどの場合が法令に反することなく、双方の主観の相違が原因で

あると痛感しています。そのため、私が公害苦情処理業務で心掛けていることは、俯瞰的立場で双方の意見をよく聞くことです。その上で、解決のために何ができるか、どこを解決の落としどころとするかを考えるようにしています。今回は、本市において特に相談の多い「水質汚濁」と「騒音」について、対応状況や苦心していることなどをご紹介します。

「水質汚濁」については、本市の伝統産業の1つである越前和紙の染色から出る「色水」に対する苦情が多く寄せられます。水質汚濁防止法に定める排水基準に適合しているものの、規制の対象となっていない排水の色の見た目から苦情申し立てに発展することがほとんどです。事業者からは「法で制限がないのにコストをかけて改善する意味がない。経営を圧迫するだけである。」「環境に優しい材料を使用しているので悪影響はない。」などの声があがります。一方で申立人からは「色材の不法投棄ではないのか。」「危険性はないというが、検査して確かめたのか。」という声があがります。苦情が発生した場合、現場に向かい発生源の特定、下流域での生物へい死が発生していないか確認を行います。発生原因者に対しては、排水処理施設に異常が発生していないか聞取りを行い、苦情申し立ての内容によっては原料のSDSの提示をお願いすることもあります。排水の着色に規制はないものの、住民目線では見慣れない色水に驚き苦情が発生してしまうことを説明し、可能な範囲で薄めてから排水することや少量ずつ排出することをお願いしています。また、申立人に対しては、色水に対する法令による規制がないことや現場確認により確認できた事実を説明し、納得いただくように努めます。場合によっては、簡易水質検査キットを用いて異常がないことを確認してもらい、どうしても納得でき

ない場合は、計量証明事業者による水質検査で異常がないことを提示することもあります。市として、できる範囲の様々な手法で申立人が納得できる着地点を探りながら解決に努めています。



伝統的工芸品「越前打刃物」

「騒音」については、工場や工事、生活など種々発生源がありますが、特に多くの相談が寄せられ対応に苦心するのは、騒音規制法で規制のない店舗・事業場からの騒音です。店舗への入荷に訪れたトラック等のエンジン音や金属リサイクル業者の事業場内から響く甲高い金属音は苦情に発展しやすいと感じます。苦情申立人とする「実際に音で困っているのだから、法規制の有無は関係なくやめさせてほしい」との主張が多く、原因者は「法に違反することはない上に、できる限りの対策をとっているためこれ以上はやりようがない」として、双方の主張はどちらも正論で平行線のままです。これを解決するために、音が完全になくなることは無理でもどの程度だったら受け入れてもらえるのか、音が発生する時間帯が苦情の本質なのかなど双方で譲歩できる部分を協議し探します。場合によっては、環境基本法に定める一般地域における環境基準と照らし合わせ、環境基準の数値による合意形成を図ることもあります。

このように苦情申立人・原因者の双方の主張が正しく、一見どうすることもできない事態をなんとかして双方納得させることが、公害苦情処理にあたる職員の腕の見せ所でもあり、やりがいを感じています。そのためにも、何が苦情の本質なのかよく見極める必要があり、双方の主張の聞き取りと俯瞰的目線からの状況把握を心掛けるようにしています。また、事業者と住民の関係性も非常に大切であると感じています。両者の関係が険悪であるがゆえに苦情に繋がるケースもあるため、事業者が地元に溶け込めるような活動をし、住民との信頼関係を築いていくことも重要であると痛感しています。特に新規開業の事業者であれば尚更です。

今後も苦情の解決に至る筋道や落とし所が必ずしも1つでないことに苦慮しつつ、どのような手段を用いて対応できるか上司や先輩職員から知識と経験のアドバイスをもらいながら、日々対応にあたっていこうと思います。難しい案件が解決したときや、時々苦情申立人からお礼を言われたときは充実感に溢れます。